

徳島県告示第459号

令和8年10月2日から令和9年3月31日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により公表する。

令和8年9月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	642.77	47.04
吉野川中流	465.71	97.23
貞光川	159.46	25.72
穴吹川	195.58	68.32
美馬北岸	124.94	61.04
板野	287.22	206.40
鮎喰川	154.49	49.42
勝浦川	386.61	12.54
那賀	1,529.57	121.70
那賀川下流	44.08	6.42
日和佐川	151.70	9.18
海部川	587.61	53.91
計	4,729.75	758.92

備考 単位区域については、次の図に示すおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び徳島

県農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)